西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 告 示

ページ

〇 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【 環境局環境監視部環境監視課】

2

◇ 公 告

○ 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】

3

北九州市告示第7号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年1月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域北九州市若松区向洋町10番42の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 4 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項 第10号から第13号までの該当性

土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号(埋立地管理区域)に該 当 北九州市公告第27号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) 第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第4号の道路

2 指定年月日及び指定番号令和3年1月18日 第745006号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置		7.T E ()	
起点	終点	延長(m)	幅員(m)
北九州市小倉南	北九州市小倉南		
区大字吉田23	区大字曽根35	2, 058.0	$24.9 \sim 70.6$
35番1	36番7		